

5 心の教育を踏まえた児童・生徒指導

多くの学校では、学業指導を組織的に推進しています。また、児童生徒理解を深めるために、児童生徒の声を受容・傾聴するとともに、教職員間の情報共有、スクールカウンセラー等との連携、異校種間の引継ぎ等を行っています。それらの取組をいじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期対応につなげています。さらに、児童・生徒指導に関する学校の取組や児童生徒の頑張りを学校だより等で積極的に伝えるなど、日頃から家庭や地域社会との信頼関係の構築に努めています。

児童・生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。そして、児童・生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行うことが求められる。

各学校では、**児童生徒の自己指導能力の獲得を支えられるよう、自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成**の4つの視点に留意する必要がある。また、各学校の課題を明らかにし、常に検証しながら、家庭、地域社会及び関係機関等と連携した取組の充実を図ることが大切である。

「学業指導」の一層の充実

- ◎ 互いに高め合うことができるような「**学びに向かう集団づくり**」と、学習への自信を持たせるなどの「**児童生徒が意欲的に取り組む授業づくり**」の両側面の関連を図りながら、意図的、計画的な指導、援助を組織的に行うこと。
- 他者や集団との関係の中で自分に自信を持って生き生きと生活できるよう、**傾聴や称賛**を大切にし、児童生徒の**自己有用感を高める**こと。

(参考資料) ⑤ - ①②③④⑤⑥⑦

児童生徒理解の深化

- ◎ 一貫した指導理念の下、児童生徒の発達課題を踏まえながら、一人一人の思いを**共感的かつ受動的な態度**で受け止め、児童生徒理解を深めること。その際、**特別支援教育の視点**に立って児童生徒一人一人に応じた指導や支援の方法を工夫したり、個別の教育支援計画等を引き継いだりするなど、**異校種間での相互理解と具体的な行動連携**を図ること。
- 児童生徒を心理面のみならず、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面から**総合的に**理解できるよう、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（※1）の専門的な立場からの見解も含め、**複眼的な広い視野から**児童生徒理解を深めること。

(参考資料) ⑤ - ⑧

規範意識や倫理観の育成

- ◎ 規範意識の高揚と基本的生活習慣の定着を図るために、家庭や地域社会との協力体制の下、全教育活動を通して**善悪の判断力の育成**に力を入れ、是々非々の姿勢で指導に当たること。その際、児童生徒の自己実現を支えられるよう、**児童生徒自身による規範意識の醸成**を大切にすること。
- ◎ **情報モラル**について各教科等との関連を図りながら年間指導計画等に明確に位置付け、全教職員で意図的、計画的に取り組むとともに、保護者と連携して積極的に指導すること。また、ネットトラブルを未然に防ぐため、児童生徒のインターネット利用の実態把握に努めながら、指導内容等に関する職員研修や保護者への啓発を行うこと。

(参考資料) ⑤ - ⑨⑩⑪⑫

いじめ・不登校等の未然防止と対応

- ◎ いじめや不登校は、「**どの学校でも、どの子にも起こり得ること**」を十分に認識し、自他の命を守れるよう心の教育の充実を図ること。また、「**学業指導**」を充実させながら、いじめ・不登校等の**未然防止**の強化を図るとともに、**予兆となるサインを見逃さず、早期発見・早期対応**に努めること。

いじめ

- 「**いじめ防止対策推進法**」の趣旨を理解した上で、「**いじめは人として決して許されない行為である**」という強い認識の下、毅然とした態度で指導に当たること。
- 全教職員が「**学校いじめ防止基本方針**」に基づき対応するとともに、その内容について児童生徒や保護者及び地域社会等に周知すること。
- いじめの定義について全教職員で共通理解し、「**学校いじめ対策組織**」を活用して積極的な認知やその解消に努めること。
- **児童生徒主体のいじめ防止に向けた取組**を推進し、家庭や地域社会、異校種及び医療、福祉、司法等の関係機関と連携した指導に努めること。

不登校

- 全ての児童生徒が安心できる「**居場所づくり**」と、児童生徒自らが互いを認め合う「**絆づくり**」に取り組む**魅力ある学校づくり**を推進し、**未然防止**に努めること。
- 児童生徒の社会的自立に向け、個々の状況に応じた組織的な支援について全教職員で共通理解を図り、対応すること。
- 校内支援体制を整備するとともに、教育支援センター等の関係機関と連携を図ること。
- 家庭生活の改善等を図るために、医療機関や福祉関係機関等と連携しながら、家庭に対し適切な働きかけや支援を行うこと。その際、スクールソーシャルワーカーの活用も考慮すること。

- 児童・生徒指導上の問題行動等に対しては、教職員がそれぞれの役割と**初期対応**の重要性を認識し、誠意を持って迅速かつ適切な対応がとれるようにすること。また、日頃から関係機関とのネットワークを築いておき、緊急かつ重大な問題に対しては、学校だけで抱え込まず**行動連携**に努めること。

(参考資料) ⑤ - ⑬⑭⑮⑯

開かれた児童・生徒指導

- ◎ **日頃から保護者との信頼関係づくり**に努めること。また、児童・生徒指導に関する学校の取組を家庭や地域社会に発信したり、家庭や地域社会から児童生徒に関する情報を収集したりすること。
- 児童指導主任や生徒指導主事を中心に、教育相談担当や特別支援教育コーディネーター等と協働した**組織的、効果的に機能する児童・生徒指導体制づくり**に努めること。

(参考資料) ⑤ - ⑯

※1 スクールソーシャルワーカー

児童・生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識、技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、課題の解決に向けて支援する専門家。

(参考資料) ⑤ - ⑰⑱



児童・生徒指導に関する参考資料へのQRコード